

会 費 規 程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「本会」という。）定款第7条に規定する会費について定めるものである。

(会員数の報告)

第2条 会員である年金受給者団体の会長は、毎年4月1日時点の会員数を、その年の5月末日までに本会に報告しなければならない。

(会費の額)

第3条 会員である年金受給者団体の会長が、毎年度本会に納付すべき会費は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 組織割として、100,000円

ただし、別途設置する財政支援基金として経理する。

(2) 会員割として、200円に毎年4月1日現在における本会定款第5条に規定する受給者団体の会員数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(会費の請求等)

第4条 本会会長は、第2条の報告に基づき前条の規定により算定した会費を、当該年金受給者団体会長に請求書を持って、請求を行うものとする。

(会費の納入)

第5条 年金受給者団体会長は、前条の請求書に基づき、毎年6月末日までに、本会が指定する口座に会費を納付するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。